千葉県大多喜町　地域おこし協力隊員募集要項

大多喜町は、首都圏から６０㎞圏内となる房総半島のほぼ中央に位置し、豊かな自然環境や歴史・文化資産、特色あるレクレーション施設、地域の特産品など、多様な観光資源に恵まれており、観光産業は本町の主要産業の一つとなっております。

しかし、若い世代における進学や就職、結婚等を契機とした町外への流出や出生率の低迷を主因として人口減少が続いており、地域活力の維持・向上には、恵まれた観光資源を活用した観光によるまちづくりを推進することにより地域経済の活力を図ることが求められております。

このような中で、地域の多様な資源を活用し観光振興を図ることを目的に地域おこし協力隊員を募集します。

１　募集人員

１名

２　活動内容

協力隊員の活動は、別に定める「大多喜町地域おこし協力隊設置要綱」を基本とし、次の活動に従事していただきます。

⑴　養老渓谷観光センター（山の駅養老渓谷喜楽里）の管理運営
⑵　町営駐車場の管理運営
⑶　養老渓谷観光協会事務局業務
⑷　ロケーションサービス業務の推進
⑸　上記内容に関する継続的な情報発信

３　募集対象

〈全体事項〉

次の⑴～⑺までのすべてを満たす方

⑴　生活の拠点として３大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域に該当しない地域）から大多喜町内へ移住し住民票を異動できる方　または、大多喜町以外の地域で地域おこし協力隊員であった方(同一地域における活動２年以上、かつ解職１年以内)で、大多喜町に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

※　地域要件については、総務省の地域おこし協力隊の関連ページでご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

⑵　過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と生活をともにする意思のある方
⑶　地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にミュニケーションを図れる方
⑷　協力隊終了後も本町に定住する意思のある方
⑸　心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
⑹　普通自動車運転免許証を取得している方、または取得予定の方
⑺　日本国籍を有し、次のいずれかにも該当しない方

①　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることができなくなるまでの者
②　国、地方公共団体職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはそれに加入した者

〈活動に際して〉

下記（⑴～⑶）全ての要件を満たす方

⑴　活動に際して町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

⑵　土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方

⑶　パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント、インターネットなど)の一般的な操作及びＳＮＳ等を活用した情報発信ができる方

４　勤務地・活動地域

⑴　勤務地：株式会社わくわくカンパニー大多喜

※　業務内容によっては、勤務地が変更になる場合があります。

⑵　活動地域：大多喜町内

５　勤務日数及び勤務時間

⑴　勤務日数：週５日

⑵　勤務時間：原則午前８時３０分から午後４時３０分まで

（１日７時間勤務、昼休憩１時間）

※　週３５時間を超えない範囲内での勤務を基本とします。

※　活動内容により、勤務日、勤務時間帯を調整する場合があります。

６　雇用形態及び期間

⑴　株式会社わくわくカンパニー大多喜の社員として任用します。

⑵　初年度の任用期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までです。

ただし、任用開始時期について協議により調整する場合があります。

また、次年度からは年度毎に任用することができるものとし、 最長３年間（令和１１年３月３１日まで)とします。

⑶　協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、 雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

７　報酬

月額 ２００，０００円（賞与あり）

８　待遇及び福利厚生

⑴　休暇日で業務に支障がなければ、 兼業を認める場合があります。

⑵　勤務時間中はパソコンと社用車等の備品を貸与します。

⑶　予算の範囲内で、 住居に係る費用（月額５０，０００円を上限）を支給します。

⑷　通勤に係る費用は、株式会社わくわくカンパニー大多喜就業規程に基づいて支給します。

⑸　転居に要する費用、 水道光熱費の生活費、 自治会費等は個人負担となります。

⑹　社会保険・雇用保険に加入します。

⑺　労働災害については、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償します。
⑻　福利厚生として、業務災害総合保険に加入しておりますので、業務災害のほか病気による補償も可能となります。
※　大多喜町での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。 自家用車等の持ち込みをお勧めします。

9　応募手続

⑴　応募受付期間
令和８年３月１日（日）～ 令和８年３月３１日（火）
※　令和８年３月３１日（火）必着とします。　郵送またはメールでの受付けも可とします。提出した書類は返却しません。

⑵　提出書類
①　大多喜町地域おこし協力隊申込書（所定の様式に自書してください）
②　現住所の住民票（募集開始日以降に取得した住民票とします）
③　運転免許証の写し
④　他の地域で地域おこし協力隊員として活動経験のある方は、活動時期が確認できる書類の写し（委嘱状・解嘱状の写し等）

⑶　申し込み・お問合せ先
【応募に関するお問い合わせ・申込先】
〒２９８－０２１６
千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 270 番地 1
株式会社わくわくカンパニー大多喜
電　話：０４７０－６４－６７２０
ＦＡＸ：０４７０－６４－６７２３
メールアドレス：mail@wakuwakuotaki.jp

10　選考

⑴　第１次選考(書類選考)
書類選考の上、応募者全員に文書で通知します。
⑵　第２次選考(面接)
第１次選考合格者を対象に第２次選考試験（面接）を行います。
詳細については、１次選考結果の通知の際にお知らせします。(第２次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。)
⑶　最終選考結果の報告
最終結果報告は、文書で最終選考受験者全員に通知します。

※　不採用理由についてのお問い合わせにはお答えできませんので、御了承ください。